

# 第 1 回検討会における ご指摘事項への回答

1. 必要見込額及び要請額について
2. 搬入規制の現状について

# **1. 必要見込額及び要請額について**

## 2. 搬入規制の現状について

## 平成28年度以降 5年間の必要見込額及び要請額

- 平成27年時点において、過去の支援実績より、平成28年度以降の5年間の各年度の必要見込額を140,000千円と算定。
- 4:3 の産業界と国の負担割合を踏まえると、負担額は、  
産業界：80,000千円、国：60,000千円
- 産業界の負担額については、マニフェスト頒布団体等に対し、前年度のマニフェスト頒布枚数等に基づき要請。
- 国の負担額については、予算措置で確保。

# 実際の基金への拠出額

(令和2年3月31日現在)

(単位：百万円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	造成額	造成額	造成額	造成額	造成額	造成額	造成額	造成額	造成額	造成額	造成額	造成額	造成額	造成額	造成額	造成額	造成額
国の補助	100	200	200	160	200	200	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170
産業界からの出えん	200	323	127	402	334	318	283	237	197	189	183	177	156	155	152	100	0.2
建設業界	140	280	-	280	240	224	196	168	140	135	130	126	110	110	110	70	-
(一社) 日本経済団体連合会	42	1	87	82	58	63	53	43	35	33	31	30	28	26	24	19	0.2
産業廃棄物処理業界	18	42	40	40	36	28	32	24	20	19	19	18	16	16	16	10	-
日本医師会等	-	-	-	-	0.5	2.5	2.3	2.2	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.3	1.3	-
年度計	300	523	327	562	534	518	453	407	367	359	353	347	326	325	322	270	170

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
	造成額	造成額	造成額	造成額	造成額
国の補助	60	60	60	60	60
産業界からの出えん	55	56	57	58	59
(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター	24	26	29	31	33
建設六団体副産物対策協議会 (建設マニフェスト販売センター)	17	16	16	15	15
(公社) 全国産業資源循環連合会	13	13	12	11	11
その他	1	1	1	1	1
年度計	115	116	117	118	119

産業界の負担額である80,000千円に満たない

※ 四捨五入の関係で端数が合わない場合がある。

※ その他は、(株)コベックス、(株)日本シューター、(株)コワークス、(株)エビジョン、全国オイルリサイクル協同組合、(一社)日本施設園芸協会)

# 平成28年度以降（見直し後）の支援実績

## ① 支援額

(単位：千円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	合計	年度平均
595,508	6,605	151,003	339,942	155,595	1,248,653	<b>249,731</b>

必要見込額である140,000千円を大幅に超過

## ② 支援内訳

(単位：千円)

No.	年度	場所		廃棄物種類	総事業費	支援額
1	平成28年度	福岡県	飯塚市	混合廃棄物	355,085	333,856
2	平成28年度	青森県	八戸市	混合廃棄物	253,650	229,066
3	平成28年度	松山市（愛媛県）	菅沢町	廃プラ等	7,077	4,954
4	平成28年度	長野市（長野県）	穂保地区	がれき等	39,475	27,632
5	平成29年度	沖縄県	読谷村	燃え殻	9,437	6,605
6	平成30年度	長野県	立科町	動物のふん尿	23,091	16,163
7	平成30年度	山梨県	北杜市	汚泥等	233,250	134,840
8	令和元年度	長野県	立科町	動物のふん尿	73,310	35,154
9	令和元年度	山梨県	北杜市	汚泥等	514,625	304,788
10	令和2年度	神奈川県	茅ヶ崎市	混合廃棄物	222,279	155,595
合計					1,731,279	1,248,653

## 今後の必要見込額及び要請額

- 過去5年間の支援実績を単純に平均し、今後の各年度の必要見込額を算出すると、**249,731千円**（産業界：142,703千円、国：107,028千円）となる。
- しかしながら、平成27年度の「支障除去等に対する支援に関する検討会」の報告書において、「今後の支援必要見込額・基金への出えん額の縮減を目指すことが適当」とされたことも留意し、当面の要請額は過去5年間と同額の**140,000千円**（産業界：80,000千円、国：60,000千円）とする。
- 必要見込額と要請額の差は、支援額の審査を厳格化し、支援額の絞り込みを行うことで、縮小させる。

1. 必要見込額及び要請額について

2. 搬入規制の現状について



# 域外産業廃棄物を搬入するため手続を定めている都道府県、政令市

(公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の調査結果より集計)

条例／要綱等で規定される手続	自治体数	割合	手続期限
事前協議	(都道府県) 30	48%	1週間～ 3ヵ月前
	(政令市※1) 31		
事前届出	(都道府県) 6	13%	1週間～ 3ヵ月前
	(政令市※1) 10		
特段なし	49	39%	—
<b>合計</b>	<b>126※2</b>	—	—

※1 都道府県が定める条例に準じている自治体を含む

※2 調査対象は令和2年3月末時点の全ての都道府県、政令市

## ＜参考＞ 事前協議・事前届出対象の判断方法の例及び事前届出内容の例

### 対象

- ・ 域内での処理が中間処理のみの場合は対象外と判断
- ・ 再生利用、広域処理に係る特例を受けた施設へ搬入する場合は対象外と判断
- ・ 搬入される産業廃棄物の量により対象を判断
- ・ 特定の種類の廃棄物（廃石綿等、石綿含有産業廃棄物など）を搬入する場合は対象外と判断

### 内容

- ・ 排出場所、搬入する廃棄物の品目及び量、収集・運搬の経路
- ・ 排出場所の都道府県等で当該廃棄物の処理が困難である理由
- ・ 処分方法
- ・ 生活環境の保全のために講ずる措置の内容